




平成29年12月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田辺 安希   
平成29年(ネ)第3736号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成  
28年(ワ)第10425号)

口頭弁論終結日 平成29年10月11日

判 決

  
控 訴 人 山 道 帰 一  
(以下「控訴人山道」という。)

  
控 訴 人 福 田 英 嗣  
(以下「控訴人福田」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

  
被 控 訴 人   
同訴訟代理人弁護士 清 水 陽 平  


主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人らが行ったインターネット掲示板への投稿により名誉権、名譽感情及びプライバシー権を侵害された旨を主張する被控訴人が、控訴人らに

対し、共同不法行為による損害賠償として、連帯して、253万円及びこれに対する最後の不法行為の日である平成27年4月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 原審は、被控訴人の請求を一部認容したところ、控訴人らが控訴した。
- 3 前提事実、争点及び当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中、「第2 事案の概要」1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。
  - (1) 原判決3頁5行目の「同様の投稿」の次に「(同投稿も併せて「前提記載事実1」という。)」を加える。
  - (2) 同7頁20行目の「考えた」を「考え、加えて控訴人山道は、阿藤の弟子からも同様の話を聞いており、全く違う系統から得た情報が合致したことから真実と考えた」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の控訴人らに対する請求は、控訴人山道に対し67万円、控訴人福田に対し45万円及びこれらに対する遅延損害金の支払を命ずる限度で理由があると判断する。その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中、「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
  - (1) 原判決11頁20行目の「これに」から同12頁6行目末尾までを次のとおり改める。

「平成27年4月3日にされた同スレッドの43番目の投稿であり、同スレッドの読者の普通の注意と読み方に照らして、同年3月24日にされた26番目の投稿である前提記載事実1の投稿や、これを受けてその後になされた「田宮先生の原稿を死に際で盗もうとするのは人非人。」との投稿も併せて読むと、本件投稿1は、投稿者の夢に田宮氏が出てきたという体裁を取って、前提記載事実1のとおり、被控訴人が東海林をそそのかし、2

人で病床の田宮氏を訪れて、田宮氏が執筆する著作を、被控訴人が執筆に関与していないにもかかわらず、被控訴人との共著にして欲しいと依頼したことから、田宮氏が激怒し、憤激のあまり死亡したとの事実を摘示するものであると認められる。

そして、かかる事実は、これを読んだ一般の読者に対し、被控訴人が、病床にある者に対して礼儀をわきまえない依頼をする人物であるというにとどまらず、自らの著作活動に対する責任感が希薄な人物であるとの印象を与えるものであり、その結果、被控訴人の著作活動全般の信頼性に疑いを生じさせるものであって、被控訴人の社会的評価や信用を低下させるものと認めるのが相当である。」

- (2) 同12頁16行目の「これに」から同12頁25行目末尾までを、次のとおり改める。

「平成27年4月3日にされた同スレッドの48番目の投稿であり、同スレッドの読者の普通の注意と読み方に照らし、同年3月24日にされた14番目の投稿である前提記載事実1や、同年4月2日にされた43番目の投稿である前提記載事実2等の投稿も併せて読むと、本件投稿3も、本件投稿1について判示したところと同様に、被控訴人の社会的評価や信用を低下させるものと認めるのが相当である。」

- (3) 同13頁7行目冒頭から同13頁13行目末尾までを、次のとおり改める。

「(イ) そして、本件投稿4は、平成27年4月5日にされた上記スレッドの50番目の投稿であり、同スレッドの読者の普通の注意と読み方に照らし、これに先立つ前提記載事実1及び2、本件投稿3や、この間にされた「秋月の過去の本もみんな田宮先生やカリカリ博士の盗作だろう。」との投稿を含めた一連の投稿を併せて読むと、本件投稿4は、前提記載事実1及び2に加え、被控訴人が田宮氏の原稿を盗用して、自らの名義で出版しようとしているとの事実を摘示するものであって、被控訴人の

社会的評価又は信用を低下させるものであることは明らかである。」

- (4) 同13頁20行目冒頭から同14頁5行目末尾までを、次のとおり改める。

「本件投稿5は、前提記載事実1の投稿を引用して「事実なら、秋月は天罰下るだろうな」と冒頭で仮定の形式を取ってはいるが、直ちに「東海林も同罪。どこが大家だよ！糞だろ！見損なったぜ！」と断定的に記載するものであって、前提記載事実1を摘示したものと認められる。そして、これが被控訴人の名誉を毀損する事実の摘示であることは本件投稿1について判示したところと同様である。」

- (5) 同14頁14行目の「これ」から同14頁21行目末尾までを「しかしながら、本件投稿6は、「AIDS仲村」及び「末岡」と表記される人物の性別も理解できず、被控訴人と両名の具体的な関係等も不明であり、事実としての具体的内容を欠く投稿であって、このような投稿がされたことによって、被控訴人のプライバシー権が侵害されたと認めることはできない。」と改める。

- (6) 同14頁23行目冒頭から同16頁19行目末尾までを、次のとおり改める。

〔1〕 真実性等について

ア 以上のとおり、本件各投稿のうち本件投稿1, 3ないし5は、被控訴人の名誉を侵害する内容の投稿であると認められる。

そして、本件投稿1, 3及び5は、いずれも前提記載事実1を摘示するものであるから、真実性の抗弁を検討するに際しては、被控訴人と東海林が病床の田宮氏に対し、田宮氏が執筆中の書籍をその著作に関わっていない被控訴人との共著にするよう依頼したことから、田宮氏が激怒し、これを拒絶したという事実の真実性について検討すべきである。また、本件投稿4については、被控訴人が田宮氏の原稿を不

正に使用して自らが執筆したものとして出版し又は出版しようとしているという事実の真実性について検討すべきである。

イ そこで、上記各摘示事実の真実性について検討する。

阿藤は、田宮氏の知人であったが、田宮氏が亡くなった1か月後、田宮氏を偲ぶ会において、東海林が、一人でつぶやくように、東海林と被控訴人が田宮氏の見舞いに訪れた際、東海林は被控訴人に頼まれて、被控訴人が田宮氏から預かっていた原稿を田宮氏と被控訴人との共著にするよう依頼したところ、実は被控訴人はその原稿を執筆しておらず、東海林はそのことを知らなかったが、田宮氏を激怒させてしまい申し訳なく思っている、と話しているのを聞いたと供述する（乙4、証人阿藤〔原審〕）。また、岩崎秀一（以下「岩崎」という。）も、田宮氏の知人であったところ、田宮氏が亡くなる1か月ほど前、ひどく興奮していた田宮氏から電話があり、被控訴人が全く執筆をしていないにもかかわらず、被控訴人との共著とするよう東海林が依頼してきたので帰ってもらったと聞いた上に、田宮氏を偲ぶ会においても、東海林とは初対面であったが、前の席に座っていた東海林が、独り言のようではあるがその場の参加者にも聞こえる声で、被控訴人との共著とするよう依頼して田宮氏を激怒させてしまったことを悔やむ発言をしていたと供述する（乙3、証人岩崎〔原審〕）。

しかしながら、東海林は、田宮氏に被控訴人との共著とするよう依頼した事実はなく、田宮氏を偲ぶ会でそのことを発言したこともなく、その他第三者に話したこともない旨供述している（甲12、証人東海林〔原審〕）。そして、仮に東海林が業界の重鎮である田宮氏を激怒させたとすれば、これは同じ業界に身を置く東海林として不名誉な事実であるところ、このような事実を、わざわざ田宮氏を偲ぶ会という場に出席して、初対面の相手もいる中で、相手を選ばず話し続け

たということは考え難く、この点に関する阿藤及び岩崎の供述は信用することができない。

また、田宮氏が岩崎に電話をかけてきたという岩崎の供述についても、本件全証拠によっても岩崎以外に田宮氏から直接話を聞いたとする者の存在は窺われない上に、岩崎は、田宮氏を激怒させて寿命を縮めた東海林と被控訴人を許すことはできず、黙っていられなくなり複数の知人に話したと述べているにもかかわらず（乙3）、田宮氏を偲ぶ会に出席した東海林に対し、本件を話題としたとも窺われず、話をしたとする知人や時期についても曖昧に供述するのみであって、田宮氏が岩崎に電話をかけてきたという事実自体が疑わしく、この点の岩崎の供述は信用することができない。

以上によれば、阿藤及び岩崎の供述によって、本件投稿1、3ないし5が真実であると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

ウ そして、控訴人福田は、阿藤から、上記の話を聞いたことに基づき、真実であると信じた旨供述し（乙6、控訴人福田本人〔原審〕）、控訴人山道は、阿藤からの話に加え、阿藤とは別の機会に、阿藤の弟子である「タナカ」という人物からも、「タナカ」が岩崎から同様の話を聞いたとの話がされたことから、真実であると信じた旨供述するが（乙5、控訴人山道本人〔原審〕）、これらはいずれも、阿藤及び岩崎からの伝聞に過ぎず、阿藤及び岩崎の供述内容が信用できないことは既に判断したとおりであって、その他控訴人らにおいて真実であると誤信した相応の根拠があるとは窺われず、真実であると誤信したことについて相当の理由があるとは認められない。

エ よって、本件投稿1、3ないし5が真実であるとは認められないし、控訴人らが真実と信じたことの相当性も認めることはできない。

(2) 公共性及び公益目的について

本件投稿1, 3ないし5は、いずれも本件掲示板に投稿されたものであって、その表現内容等に照らし、控訴人らが公益目的で投稿したと認めることはできない。

(3) 以上によれば、控訴人山道による本件投稿1, 3及び4の投稿並びに控訴人福田の本件投稿5の投稿について、いずれも違法性阻却事由があるとは認められない。」

(7) 同17頁6行目の「4」を「1, 3及び4」と改め、同17頁6行目の「及び6」を削除する。

(8) 同17頁14行目冒頭から同18頁14行目末尾までを、次のとおり改める。

「被控訴人は、「秋月瞳」の名で占星術師として活動し、同名義による著書を発表し、雑誌にコラムを掲載する等の執筆活動も行っている（甲9, 11, 被控訴人本人〔原審〕, 弁論の全趣旨）。

しかるに、控訴人山道による本件投稿1及び3は、被控訴人が、自らの著作活動に対する責任感が希薄な人物であるとの印象を与え、さらに本件投稿4は、被控訴人が、他人の原稿を不正に利用する人物であるとの印象を与えるものであって、被控訴人の占星術師としての活動の信頼性を損なうなど、その社会的評価及び信用を低下させるものである。控訴人山道の各投稿は、いわば同業者に対する業務妨害の実質を有するものであって、控訴人山道が、被控訴人の活動を話題とするスレッドに連続して本件投稿3及び4を投稿し、さらに東海林の活動を話題とする別のスレッドにも本件投稿1を投稿したことに照らすと、本件投稿1, 3及び4の投稿によって被控訴人に生じた精神的苦痛に対する慰謝料は、50万円が相当と認められる。

また、控訴人福田の本件投稿5は、控訴人山道の名誉毀損行為と同様の

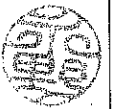
実質を有するものであるが、その内容及び回数に照らすと、これによって被控訴人に生じた精神的苦痛に対する慰謝料は、30万円が相当と認められる。」

- 2 以上によれば、被控訴人の控訴人山道に対する請求は67万円及びこれに対する平成27年4月5日から年5分の割合による遅延損害金の限度で理由があり、被控訴人の控訴人福田に対する請求は45万円及びこれに対する同様の遅延損害金の限度で理由があるから、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

永野厚郎



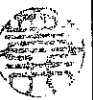
裁判官

篠原絵理



裁判官

筈井卓矢





これは正本である。

平成29年12月20日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 田 辺 安 希

